

京都市告示第151号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、農業用水路等を廃止しましたので、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の農業用水路等を告示します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和2年6月4日

京都市長 門川 大作

(廃止する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	横大路水0015号	京都市伏見区横大路天王前10番地の1地先 京都市伏見区横大路天王前15番地の1地先	

(産業観光局農林振興室農林企画課)